

男女共同参画に関する市民等アンケート実施要領（案）

1 調査の目的

このアンケートは、倉敷市における男女共同参画に関する意識、実態及びニーズ等を把握し、市民一人ひとりの個性が輝き、人間らしく豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな施策を充実させるために活用するとともに、令和3年度を計画の初年度とする次期「くらしき男女共同参画プラン」を策定するための基礎資料とする。

2 実施時期（アンケート発送から回収）

令和元年8月下旬から令和元年9月中旬

3 対象

(1) 市民アンケート

令和元年7月31日を基準日として、住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の市民2,000人（男女各1,000人）

ただし、年齢層及び住所を次のように按分して抽出する。

- ① 年齢層 20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上
- ② 地区 倉敷（庄・茶屋町含）、児島、玉島、水島、真備、船穂

(2) 事業所アンケート

令和元年7月31日を基準日として、市民税課所管の事業所リストから抽出した従業員30人以上の事業所200社

ただし、地区別、業種別を次のように按分して抽出する。

- ① 地区 倉敷（庄・茶屋町含）、児島、玉島、水島、真備、船穂、
(本社が市外の事業所も含む)
- ② 業種 製造業、サービス業、建設業、運輸業、医療・福祉業、卸売・小売業、等
(平成17年度実施の事業所アンケート回答実績上位6位までを参考)

4 調査方法

- (1) 市民 抽出した市民に対し、調査用紙を配付、郵送により回収
- (2) 事業所 抽出した事業所に対し、調査用紙を配付、郵送により回収

5 調査項目・設問

市民局人権政策部男女共同参画課にて調査項目・設問（案）を作成し、倉敷市男女共同参画条例第29条第3項の規定に基づき、男女共同参画審議会に意見を求め、決定する。

6 調査の分析

市民局人権政策部男女共同参画課にて分析を行い、分析結果を倉敷市男女共同参画条例第29条第3項に規定に基づき、男女共同参画審議会に意見を求め、報告書を作成する。

7 秘密の保持

本調査により知り得た個人に係る事項は、秘密として厳守する。

市民の方へ

男女共同参画に関するアンケートのお願い

平素から、倉敷市の男女共同参画行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき深くお礼を申し上げます。

倉敷市では、現在、平成28年度から令和2年度を期間とする「くらしきハーモニー プラン～第三次男女共同参画基本計画～」に基づき、男女等が性別に関わらず人権を尊重し、その個性と能力を生かし、すべての人が心豊かにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現のために、さまざまな施策を推進しております。

このアンケートは、市民の皆様の男女共同参画に関するお考えや実情などを幅広くお伺いし、令和2年度に策定する「第四次男女共同参画基本計画」の参考とさせていただくことを目的に実施するものです。

今回、倉敷市内にお住まいの20歳以上の方の中から2,000人を無作為で選ばせていただき、ご回答いただく方として、あなた様にご協力をお願いすることになりました。

ご回答は無記名とし、結果はすべてコンピュータにより集計処理を行い、行政上の基礎資料にのみ活用させていただき、プライバシーは固く守ります。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

令和元年8月

倉敷市長 伊東杏織

ご記入にあたってのお願い

- ☆ あなた様ご自身（宛名の方）のご判断でご記入ください。望ましい回答、望ましくない回答というのはありませんので、率直なご意見をご記入ください。
- ☆ 回答方法は、番号を選んでいただき、設問の右の欄にその番号を記入していただくものです。
- ☆ 「○○○○の方」と、特に断っているものを除き、すべての設問にご回答ください。
- ☆ 万一、ご回答いただけない設問がありましても、空欄のままでかまいませんので、ぜひご返送ください。
- ☆ ご記入後は、同封の封筒に入れて**令和元年9月17日（火）までに**、切手を貼らずにポストにお入れください。
- ☆ ご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

倉敷市役所市民局人権政策部男女共同参画課
〒710-8565
倉敷市西中新田640番地
電話 086-426-3105
FAX 086-426-0990
E-mail gndeql@city.kurashiki.okayama.jp

市民アンケート

「あなたについておたずねします。回答時の状況をお答えください」

F1 性 別	1 男 性	2 女 性	F1	
F2 年 齢(回答時)	1 20歳代 4 50歳代	2 30歳代 5 60歳代	3 40歳代 6 70歳以上	F2
F3 職 業	1 勤め人(常勤) 正規 3 農業・自営業 5 専業主婦・専業主夫 7 無職	2 勤め人(常勤) 非正規 4 パート・内職 6 学生 8 その他()	F3	
F4 結婚の経験	1 既婚(内縁含む) 3 未婚	2 離別・死別	F4	
「1既婚」と答えた方に おたずねします F5 共働きですか	1 共働き	2 共働きでない	F5	
F6 世帯構成	1 本人だけ 4 親・子・孫(3世代)	2 夫妻だけ 5 その他	3 親・子(2世代)	F6
子どもがいる方に おたずねします。 F7 小学校入学前の 子どもはいますか	1 いる	2 いない	F7	
F8 介護を必要とする 人はいますか	1 いる	2 いない	F8	

「男女平等意識についておたずねします。」

問1 ア～カの項目について、男女は平等になっていると思いますか。それぞれ1～4の中から1つ選んでください。

	平 等 に なっ て い る	男 性 が 優 位 で あ る	女 性 が 優 位 で あ る	わ か ら な い
ア 家庭の中で	1	2	3	4
イ 職場の中で	1	2	3	4
ウ 学校の中で	1	2	3	4
エ 地域社会の中で	1	2	3	4
オ 政治の中で	1	2	3	4
カ 慣習・しきたり	1	2	3	4

問1
ア
イ
ウ
エ
オ
カ

問2 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。次の番号の中から1つ選んでください。

- 1 同感する 2 どちらとも言えない 3 同感しない

問2

問3 【問2で「同感する」と答えた方におたずねします。】同感する理由を、次の番号の中からあなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

- 1 男性は仕事、女性は家事・育児・介護に向いているから
2 家族を養うのは男性の責任で、家事・育児・介護は女性の責任だから
3 妻が働き出ると、家事・育児・介護に差し支えるから
4 女性は仕事を持っても、不利な状況におかれるから
5 夫と妻の役割分担をはっきりした方が、家庭生活がうまくいくから
6 その他 ()

問3

問4 これからのお子さんは、どのような方針で育てるのが望ましいと思いますか。次の番号の中からあなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

- 1 「男は仕事、女は家庭」という役割分担を守るよう育てる
2 女の子も経済的に自立できるよう、男の子も家事ができるよう育てる
3 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる
4 男女の分けへだてなく、その子の個性を大事に育てる
5 その他 ()

問4

【ワーク・ライフ・バランス(※)についておたずねします。】

問5 ア～キの項目について、あなたはどのように思いますか。それぞれ1～5の中から1つ選んでください。

	そう思う	えどばちそらうか思とうい	ぱどそちらうか思かわといえ	そう思わない	わからぬ
ア 男性は働き、女性は家庭を守り家事・育児・介護に専念するのがよい	1	2	3	4	5
イ 男女のどちらが働いても、家事・育児・介護に専念してもよい	1	2	3	4	5
ウ 男女どちらも、仕事と家庭を両立できるのがよい	1	2	3	4	5
エ 女性も働いた方がよいが、子どもが小さいうちは家庭にいる方がよい	1	2	3	4	5
オ 家事・育児・介護をきちんとするなら、女性が働いてもよい	1	2	3	4	5
カ 共働きの場合、家事・育児・介護は男女で行うのがよい	1	2	3	4	5
キ 共働きに限らず、家事・育児・介護は男女で行うのがよい	1	2	3	4	5

問5

ア
イ
ウ
エ
オ
カ
キ

※ワーク・ライフ・バランス

働き方の見直しなどにより、個人の価値観に基づく多様な選択(仕事、家庭生活、地域活動、個人活動などさまざまな活動を自らの希望するバランスで行うことができる)が可能な社会をつくり、意欲をもって働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること

問6 【仕事をしている方におたずねします。】あなたの一日平均の労働時間はどれくらいですか。次の中から1つ選んでください。

- 1 3時間未満 2 3時間～6時間未満
3 6時間～8時間未満 4 8時間～10時間未満
5 10時間～12時間未満 6 12時間以上

問6

問7 【結婚している方におたずねします。】あなたが一日（平日）に家事・育児・介護に関わる時間はどれくらいですか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 30分未満 | 2 30分～1時間未満 |
| 3 1時間～3時間未満 | 4 3時間～6時間未満 |
| 5 6時間以上 | 6 家事・育児・介護はしていない |

問7

問8 仕事、家庭、プライベート（趣味・ボランティアなどの自分の自由な時間）においてあなたが望ましいと思う生活を、次の中から1つ選んでください。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 仕事を優先 | 2 家庭を優先 |
| 3 プライベートを優先 | 4 仕事と家庭を優先 |
| 5 仕事とプライベートを優先 | 6 家庭とプライベートを優先 |
| 7 仕事と家庭とプライベートを調和 | |

問8

問9 では、あなたの現在の生活はどうでしょうか。次の中から、最も近いものを1つ選んでください。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 仕事を優先 | 2 家庭を優先 |
| 3 プライベートを優先 | 4 仕事と家庭を優先 |
| 5 仕事とプライベートを優先 | 6 家庭とプライベートを優先 |
| 7 仕事と家庭とプライベートを調和 | |

問9

問10 仕事、家庭、プライベートの調和を進めるためにどのようなことが必要だと思いますか。あなたの考えに近いものを3つまで選んでください。

- | |
|-----------------------------------|
| 1 労働時間の短縮や休日の増加を推進する |
| 2 働き方、仕事の進め方を見直す |
| 3 残業時間を減らす |
| 4 賃金・仕事内容など、労働条件での男女格差をなくす |
| 5 男女がともに家事・育児・介護へ参加するよう促進する |
| 6 保育施設や介護のための施設・サービスを拡充する |
| 7 育児や介護のための休暇制度を充実する |
| 8 育児や介護休暇中の諸手当を充実する |
| 9 結婚・出産・介護などの理由で退職した社員の再雇用制度を充実する |
| 10 仕事と家庭の両立などについて相談できる窓口を設置する |
| 11 フレックスタイム制や在宅勤務制を導入する |
| 12 その他 () |

問10

【セクシュアル・ハラスメントについておたずねします。】

問11 あなたの身近なところ（職場・地域・学校）に、セクシュアル・ハラスメント(※)がありますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 自分自身が受けたことがある | 2 自分自身がしたことがある |
| 3 見たり聞いたりしたことがある | 4 ない |

問11

※ セクシュアル・ハラスメント
相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。

問12 【問11で「1自分自身が受けたことがある」を選んだ方におたずねします。】それはどのようなものだったでしょうか。次の中から当てはまるものをすべて選んでください。

- 1 性的な経験についてたずねられた
- 2 容姿や服装についてあれこれ言われた
- 3 立場や地位を利用して性的な関係を求められた
- 4 立場や地位を利用して交際を求められた
- 5 肩や尻や髪など体に触れられた
- 6 体をじろじろ見られた
- 7 「女（男）のくせに」などの発言をされた
- 8 宴会などでお酌のサービスやデュエットなどをさせられた
- 9 インターネットや週刊誌などのヌード写真や水着写真などを見せられた
- 10 「まだ結婚しないの」「子どもはできないの」などとしつこく聞かれた
- 11 交友関係などプライベートについてうわさを流された
- 12 「おばさん（おじさん）」などと言われた
- 13 性的な冗談やひやかしなどを言われた
- 14 頻繁に電話やSNSで連絡をとろうとしたり、メールを送ってきた
- 15 その他（ ）

問12

【ドメスティック・バイオレンス（DV）についておたずねします】

問13 ドメスティック・バイオレンス（※）（DV）が社会的な問題になっていますが、あなたの身近にこのような暴力がありますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 自分自身が受けたことがある | 2 自分自身がしたことがある |
| 3 見たり聞いたりしたことがある | 4 ない |

問13

※ ドメスティック・バイオレンス
夫婦（恋人）間暴力のこと、パートナーからの暴力をいう。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力などいろいろな形がある。「DV」と略して使われることもある。

問14 【問13で「1自分自身が受けたことがある」を選んだ方におたずねします。】それはどのようなものだったでしょうか。当てはまるものをすべて選んでください。

- 1 命の危険を感じるくらいの暴力を受けた
- 2 殴る、蹴るなどして医師の治療が必要となるくらいの暴力を受けた
- 3 平手で打つ、こづくなどの傷ができない程度の暴力を受けた
- 4 いやがっているのに性的な行為を強要された
- 5 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた
- 6 「殺してやる」などとおどかされたり、大声でどなられたりした
- 7 携帯電話やスマートフォンのメールや通話履歴、SNSなどをチェックされた
- 8 交友関係や外出を制限された
- 9 十分な生活費をくれない。または、使いみちを細かに問い合わせられた
- 10 「だれのおかげで生活できるんだ」とか「食わしてやっている」とか「かいじょうなし」などと言われた
- 11 ものを投げられたり、無視されたりした
- 12 その他（ ）

問14

問15 【問13で「1自分自身が受けたことがある」を選んだ方におたずねします。】だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。当てはまるものを選んでください。

1 相談した

2 どこへも相談しなかった

問15

問16 【問15で「1相談した」を選んだ方におたずねします。】あなたが相談したところはどこですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1 親族

2 友人・知人

3 民生委員

4 医師・カウンセラー

5 弁護士

6 人権擁護委員

7 警察

8 市の相談窓口（ウィズアップくらしき等）

9 県の相談窓口（ウィズセンター、女性相談所等）

10 民間の相談窓口

11 その他（ ）

問16

問17 【問15で「2どこへも相談しなかった」を選んだ方におたずねします。】どこへも相談しなかった理由は何ですか。当てはまるものを2つまで選んでください。

1 相談するところがわからなかつた

2 自分さえ我慢すれば家庭はこわれないと思った

3 自分にも悪いところがあると思った

4 相談したことがわかると、よりひどい暴力や仕返しをされるのがこわかつた

5 世間体や家庭内のこととを人に知られるのが恥ずかしかつた

6 相手の行為は愛情の表現だと思った

7 その他（ ）

問17

問18 配偶者や恋人からの暴力をなくすためには、どのような支援や対策が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1 DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることの周知・啓発

2 学校での人権教育を通じた暴力等を防止する教育の充実

3 地域で行う暴力等を防止するためのセミナー、イベントなどの充実

4 職場で行う暴力等を防止するための研修会などの充実

5 被害者の身の安全を保障できる場所（シェルター等）の提供

6 被害者への相談窓口を増やしたり、相談窓口の情報の提供

7 被害者への弁護士、警察、裁判所などによる法的援助

8 被害者への経済的な自立に向けた支援

9 被害者への医師、カウンセラーなどの医療・心理的援助

10 被害者への民間支援グループなどによる援助

11 被害者に対する周囲の理解と協力

12 加害者への指導やカウンセリング

13 加害者への罰則の強化

14 その他（ ）

問18

【倉敷市の男女共同参画施策についておたずねします。】

問19 ア～カの項目について、倉敷市の男女共同参画は実現していると思いますか。
それぞれ1～5の中から1つ選んでください。

	実現して る	いほ るほど 実現して て	いあ なま いり 実現して て	実現して いな い	わ か ら な い	問19
ア 育児休業や介護休業を男女どちらでも とりやすくすること	1	2	3	4	5	ア
イ 男女にこだわらないで、自由に職業を選 べるようにすること	1	2	3	4	5	イ
ウ 男性の仕事中心の生き方・考え方を改 めること	1	2	3	4	5	ウ
エ あらゆる分野で女性が登用され、方針 決定の場へ女性が参画すること	1	2	3	4	5	エ
オ 自由に地域の行事に参加したり、趣味 を楽しむゆとりがあること	1	2	3	4	5	オ
カ メディアの露骨な性や暴力の表現をなくす こと	1	2	3	4	5	カ

問20 男女共同参画社会の実現のために、倉敷市はどのようなことに取り組めばよい
と思いますか。あなたの考えに近いものを3つ選んでください。

- 1 男女平等意識を育てるための学校教育を充実させる
- 2 男女平等意識を育てるための生涯教育を充実させる
- 3 男女差別となる慣習やしきたりなどを改めるための啓発を積極的に行う
- 4 男性の家事・育児・介護への積極的参加を進めるための市民啓発を行う
- 5 DVの防止と被害者の支援を積極的に行う
- 6 DVなどの相談窓口を充実させる
- 7 企業等に対し、男女平等の雇用環境の充実を働きかける
- 8 企業等に対し「ワーク・ライフ・バランス」や「働き方改革」を働きかけ
る
- 9 育児の支援を行うための制度や保育施設を充実させる
- 10 高齢者や障がい者のための施設や在宅介護サービスの充実を図る
- 11 妊娠・出産に限らず、女性の健康についての相談窓口を充実させる
- 12 あらゆる分野で男女が共に参画し、方針決定の場においても男女共同参画
を図る
- 13 人権を侵害するような露骨な性や暴力の表現を、メディアからなくすよう
に働きかける
- 14 その他 ()

問20

【**性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）（L G B T）についておたずねします。』】**

問21 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）（L G B T）※について社会的な取り組みが必要とされていますが、あなたは性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）またはL G B Tという言葉の意味を知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

問21

1 知っている

2 知らない

※ 性的少数者・セクシュアル・マイノリティ・LGBT
レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）などの総称。

問22 倉敷市が、性的少数者に対する取り組みを行っていることを知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

問22

1 知っている

2 知らない

問23 性的少数者の人権を守るために、どういった取組みが必要だと思いますか。次の番号の中からあてはまるものすべて選んでください。

問23

- 1 学校教育現場での取り組み
(性の多様性に関する授業、制服・トイレの配慮)
- 2 相談窓口の設置
- 3 広報誌、ホームページ、講演会等での啓発活動
- 4 公的施設や窓口での不便解消
- 5 その他 ()

【**男性におたずねします。**】

問24 あなたは男であることに「責任」や「つらさ」を感じることはありますか。次の番号の中から1つ選んでください。

問24

問25 【問24で「ある」と答えた方におたずねします。】 そう感じるときを、次の番号の中からあてはまるものをすべて選んでください。

問25

- 1 なにかにつけ「男だから」「男のくせに」と言われる。
- 2 家族を養うのは男性の責任だと言われる。
- 3 力が弱い、スポーツが苦手だと軽くみられる。
- 4 仕事において大きな責任を任される。
- 5 酒の席で「男なのに酒が飲めないのか」とからかわれる
- 6 その他 ()

【**男性も女性もいきいきと暮らせる社会づくりに向けて、ご自由にご意見をお書きください。**】

【**市民の方にしていただけることについて、ご自由にご意見をお書きください。**】

ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒に入れて、
9月17日(火)までに、切手を貼らずにポストにお入れください。

事業主の方へ

男女共同参画に関するアンケートのお願い

平素から、倉敷市の男女共同参画行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき深くお礼を申し上げます。

倉敷市では、現在、平成28年度から令和2年度を期間とする「くらしきハーモニープラン～第三次男女共同参画基本計画～」に基づき、男女等が性別に関わらず人権を尊重し、その個性と能力を生かし、すべての人が心豊かにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現のために、さまざまな施策を推進しております。

このアンケートは、事業主の皆様の男女共同参画に関するお考えや実情などを幅広くお伺いし、令和2年度に策定する「第四次男女共同参画基本計画」の参考とさせていただくことを目的に実施するものです。

今回、倉敷市内の従業員30人以上の事業所200社を無作為で選ばせていただき、回答についてご協力をお願いすることになりました。

ご回答は無記名とし、結果はすべてコンピュータにより集計処理し、行政上の基礎資料にのみ活用させていただきます。

なお、ご回答いただいた集計結果は、ホームページ等で公開させていただきます。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、ご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

令和元年8月

倉敷市長 伊東香織

ご記入にあたってのお願い

- ★ 事業所（事業主の方）のご判断でご記入ください。
- ★ 回答方法は、番号を選んでいただき、設問の右の欄にその番号を記入していただくものです。
- ★ 「〇〇〇〇と答えた事業所」などと、特に断っているものを除き、すべての設問にお答えください。
- ★ 万一、ご回答いただけない設問がありましても、空欄のままでかまいませんので、ぜひご返送ください。
- ★ ご記入後は、同封の封筒に入れて**令和元年9月17日（火）までに**、切手を貼らにポストにお入れください。
- ★ ご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

倉敷市役所市民局人権政策部男女共同参画課
〒710-8565
倉敷市西中新田640番地
電話 086-426-3105
FAX 086-426-0990
E-mail gndeql@city.kurashiki.okayama.jp

アンケート

『事業所の概要についておたずねします。』

④F 1～F 5については平成31年（2019年）4月1日現在でお答えください。

F 1 事業所の業種

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 建設業 | 2 製造業 |
| 3 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4 情報通信業 |
| 5 運輸業 | 6 卸売・小売業 |
| 7 金融・保険業 | 8 不動産業 |
| 9 飲食店・宿泊業 | 10 医療・福祉 |
| 11 サービス業 | 12 その他 () |

F 1

F 2 従業員数

- | | |
|------------|------------|
| 1 30～199人 | 2 200～399人 |
| 3 400～599人 | 4 600～799人 |
| 5 800～999人 | 6 1,000人以上 |

F 2

F 3 女性の従業員の割合（全従業員のうち女性が占める割合）

- | | |
|----------|----------|
| 1 0～9% | 2 10～19% |
| 3 20～29% | 4 30～39% |
| 5 40～49% | 6 50%以上 |

F 3

F 4 女性の従業員数のうち正規従業員の割合（全女性の従業員のうち正規従業員が占める割合）

- | | |
|----------|------------|
| 1 0～9% | 2 10～19% |
| 3 20～29% | 4 30～39% |
| 5 40～49% | 6 50～59% |
| 7 60～69% | 8 70～79% |
| 9 80～89% | 10 90～100% |

F 4

F 5 女性の管理職（課長級以上）への登用状況

- | | |
|----------|-----------|
| 1 登用している | 2 登用していない |
|----------|-----------|

F 5

全課長職以上の管理職のうち女性が占める割合

(%)

《男女平等意識についておたずねします。》

問1 国においては、1999年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づく「男女共同参画基本計画」が2000年12月に策定されましたか、この計画について知っていますか。

- 1 名称、内容ともに知っている
- 2 名称は聞いたことがあるが、内容については知らない
- 3 名称、内容ともに知らない

問1

問2 倉敷市では、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、2016年4月に「くらしきハーモニープラン～第三次男女共同参画基本計画～」を策定しましたが、この計画について知っていますか。

- 1 名称、内容ともに知っている
- 2 名称は聞いたことがあるが、内容については知らない
- 3 名称、内容ともに知らない

問2

問3 ア～コは、職場における男女共同参画を実現するために求められる条件だと思いますか。それぞれ1～3の中から1つ選んでください。

	そう思 う	そう思 わな い	わ か ら な い
ア 募集・採用において男女格差がないこと	1	2	3
イ 配置・昇任において男女格差がないこと	1	2	3
ウ 同一労働において賃金の男女格差がないこと	1	2	3
エ 定年・退職制度について男女格差がないこと	1	2	3
オ セクシュアル・ハラスメント（※1）の防止措置がとられていること	1	2	3
カ 育児休業制度・介護休業制度が男性にも女性にも活用されていること	1	2	3
キ 仕事と家庭の両立を可能とするような環境整備（短時間勤務、フレックスタイム制、学校行事参加のための休暇制度など）が十分であること	1	2	3
ク 結婚・出産・育児・介護などでいったん退職した場合の再就職の機会があること	1	2	3
ケ 男女間に事実上生じている格差を解消するため、ポジティブ・アクション（※2）をすること	1	2	3
コ 性別による分業をせず、あらゆる職域に男女を配置すること	1	2	3

問3

※1 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。

※2 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的な取り組みをいう。

☆あなたの事業所について、回答してください。

- 問4 ア～コにおける男女共同参画の推進状況はどのくらいだと思いますか。それぞれ1～4の中から1つ選んでください。

	十分実現されている	がまだ一部十分実現されないとはいえない	まだ実現されていない	わからない
ア 募集・採用において男女格差がないこと	1	2	3	4
イ 配置・昇任において男女格差がないこと	1	2	3	4
ウ 同一労働において賃金の男女格差がないこと	1	2	3	4
エ 定年・退職の制度について男女格差がないこと	1	2	3	4
オ セクシュアル・ハラスメントの防止措置がとられていること	1	2	3	4
カ 育児休業制度・介護休業制度が男性にも女性にも活用されていること	1	2	3	4
キ 仕事と家庭の両立を可能とするような環境整備（短時間勤務、フレックスタイム制、学校行事参加のための休暇制度など）が十分であること	1	2	3	4
ク 結婚、出産、育児、介護などで退職した場合の再就職の機会があること	1	2	3	4
ケ 男女間に事実上生じている格差を解消するため、ポジティブ・アクションをすること	1	2	3	4
コ 性別による分業をせず、あらゆる職域に男女を配置すること	1	2	3	4

問4

ア
イ
ウ
エ
オ
カ
キ
ク
ケ
コ

☆一般的な事業所についての考え方で、回答してください。

- 問5 職場における男女共同参画を困難にしている要因は、どのようなところにあると思いますか。次の中から当てはまると思うものを3つ選んでください。

- 1 男性の家事参加が遅れており、女性のみの家事・育児・介護などの負担が大きいから
- 2 女性と男性の体力や能力に違いがあるから
- 3 女性の意識の問題
- 4 男性の意識の問題
- 5 経営者・管理職の意識の問題
- 6 事業所にとってのメリットが期待できないから
- 7 課題解決のための具体的な方法がわからない
- 8 経営上ゆとりがない
- 9 税制や年金制度などの社会的制度・慣行
- 10 女性は、結婚・出産・育児・介護により長期休暇や退職などがあるため
- 11 その他 ()

問5

◀セクシュアル・ハラスメントについておたずねします。▶

☆あなたの事業所について、回答してください。

問 6

セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、どのような取組みを行っていますか。ア～カについて、それぞれ1～4の中から1つ選んでください。

	すでに実施し	予定後が実施する	検討施しにてついて	は実施する予定
ア セクシュアル・ハラスメント防止の指針を定める	1	2	3	4
イ セクシュアル・ハラスメント防止のパンフレット等資料の作成・配布をする	1	2	3	4
ウ セクシュアル・ハラスメント防止の研修を行う	1	2	3	4
エ 相談窓口を設置する	1	2	3	4
オ 常に職場での実態把握に努める	1	2	3	4
カ その他 ()	1	2	3	4

問 6

ア
イ
ウ
エ
オ
カ

◀女性の活躍推進やポジティブ・アクション(※)についておたずねします。▶

☆ここでの回答は、女性の労働者に対する積極的な登用・改善策として回答してください。

☆一般的な事業所について回答してください。

問 7

事業所において、男女共同参画を図るために、女性の活躍推進やポジティブ・アクション(※)のどのようなことに取り組むことが必要だと考えますか。最も必要と思うことを次のなかから3つまで選んでください。

- 1 男女共同参画を進める担当部署を定め、事業所内の推進体制を整える
- 2 女性の能力発揮の状況や問題点の調査分析を行い、計画を策定する
- 3 女性の管理職への登用について、年次的な目標値を定め、意欲と能力のある女性の登用を積極的に行う
- 4 経営者などのトップに、ポジティブ・アクションについての重要性を認識してもらう
- 5 女性が能力発揮できる分野・機会を提供する
- 6 女性が方針決定の場へ参画できる機会を拡大する
- 7 女性の採用の拡大
- 8 男性社員や男性管理職に対し男女平等に関する研修や啓発を行う
- 9 性別により評価することのないよう、人事考課基準を明確に定める
- 10 体力面での個人差を補う器具、設備等を設置する等、女性が働きやすい職場環境を整備する
- 11 仕事と家庭との両立のための制度を整備し、活用を促進する
- 12 男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し等、職場環境・風土を改善する
- 13 その他 ()

問 7

※ポジティブ・アクション

固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から

○営業職に女性はほとんどいない ○課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

また、女性を始めとする多様な人材の発想や能力の活用は、民間企業の経済活動や研究機関の研究活動において、組織・運営の活性化や競争力の強化等に寄与するものといわれています。

☆あなたの事業所について、回答してください。

問8 あなたの事業所では女性の活躍推進やポジティブ・アクションに取り組んでいますか。

- 1 すでに取り組んでいる
- 2 今後、取り組む予定である
- 3 取り組む予定はない

問8

☆問8で「1すでに取り組んでいる」「2今後取り組むこととしている」と答えた事業所におたずねします。

問9 どのようなことに取り組んだり、取り組む予定ですか。あなたの事業所の取り組みに近いものをすべて選んでください。

- 1 男女共同参画を進める担当部署を定め、事業所内の推進体制を整える
- 2 女性の能力発揮の状況や問題点の調査分析を行い、計画を策定する
- 3 女性の管理職への登用について、年次的な目標値を定め、意欲と能力のある女性の登用を積極的に行う
- 4 経営者などのトップに、ポジティブ・アクションについての重要性を認識してもらう
- 5 女性が能力発揮できる分野・機会を提供する
- 6 女性が方針決定の場へ参画できる機会を拡大する
- 7 女性の採用の拡大
- 8 男性の社員や男性管理職に対し男女平等に関する研修や啓発を行う
- 9 性別により評価することのないよう、人事考課基準を明確に定める
- 10 体力面での個人差を補う器具、設備等を設置する等、女性が働きやすい職場環境を整備する
- 11 仕事と家庭との両立のための制度を整備し、活用を促進する
- 12 男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し等、職場環境・風土を改善する
- 13 その他 ()

問9

☆問8で「3取り組む予定はない」と答えた事業所におたずねします。

問10 取り組まない理由は何ですか。近いものをすべて選んでください。

- 1 日常の業務が忙しいため、対応する余裕がない
- 2 不景気で、対応する余裕がない
- 3 コストの上昇につながり、非効率的である
- 4 女性の意欲・能力が不十分である
- 5 経営者や役員などの理解が得られない
- 6 男性の社員の理解が得られない
- 7 女性の活躍推進やポジティブ・アクションの手法がわからない
- 8 女性社員が圧倒的に多い事業所である
- 9 その他 ()

問10

【ワーク・ライフ・バランスについておたずねします。】

☆あなたの事業所について回答してください。

問11 「ワーク・ライフ・バランス」(※)を知っていますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 言葉、内容ともに知っている
- 2 言葉、内容ともに知っていて、既に取り組んでいる（又は取り組む予定である）
- 3 言葉は聞いたことがあるが、内容については知らない
- 4 言葉、内容ともに知らない

問11

※ワーク・ライフ・バランス

働き方の見直しなどにより、個人の価値観に基づく多様な選択（仕事、家庭生活、地域活動、個人活動などさまざまな活動を自らの希望するバランスで行うことができる）が可能な社会をつくり、意欲をもって働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること

☆一般的な事業所についての考え方、回答してください。

問12 ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、どのようなことが必要であると思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- 1 労働時間の短縮や休日の増加を推進する
- 2 働き方、仕事の進め方を見直す
- 3 残業時間を減らす
- 4 趣味・活動ができるように厚生面を充実する
- 5 賃金・仕事内容など、労働条件での男女格差をなくす
- 6 昇格の機会を男女平等にする
- 7 研修や職業訓練の機会を拡充する
- 8 保育施設や介護のための施設・サービスを拡充する
- 9 育児や介護のための休暇制度を充実する
- 10 事業所内の託児について充実する
- 11 育児や介護休暇中の諸手当を充実する
- 12 男性も女性も育児休業がとりやすくするために環境を整備する
- 13 結婚・出産・介護などの理由で退職した社員の再雇用制度を充実する
- 14 仕事と家庭の両立などの問題で、相談できる窓口を設置する
- 15 フレックスタイム制や在宅勤務制を導入する
- 16 その他（ ）

問12

《男女共同参画社会に実現に向けた行政施策についておたずねします。》

☆一般的な事業所についての考え方、回答してください。

問13

事業所の男女共同参画を実現するため、倉敷市はどのような施策を推進すればよいと思いますか。次の中から3つ選んでください。

- 1 広報紙やパンフレットなどによる男女共同参画についての啓発
- 2 市民を対象とした女性の社会的自立を促す講座やセミナーなどの行事の開催
- 3 事業所を対象としたワーク・ライフ・バランス等をテーマとした講座やセミナーなどの開催
- 4 事業所が行う男女平等意識の研修会等への講師派遣・紹介
- 5 事業所における男女平等な取扱いの働きかけ
- 6 女性の就労機会の確保・研修機会の充実
- 7 就業に必要な能力・技術を習得するための講座の充実
- 8 保育施設や保育サービスの充実
- 9 就学児童等への子育て支援サービスの充実
- 10 在宅介護サービスや介護施設の充実
- 11 就労の相談機関の充実
- 12 その他（ ）

問13

女性を中心とする多様な人々の活用による組織・運営の活性化や競争力の強化などについて、ご自由にご意見をお書きください。

男女共同参画社会の実現に向けて、ご自由にご意見をお書きください。

ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒に入れて、
9月17日(水)までに、切手を貼らずにポストにお入れください。